



自治会だより 地域の絆

第3回

●問い合わせ 協働推進係

魅力あふれる遠賀町の自治会活動から、皆さんが思わず「かわいいね!」と言いたくなる素敵なニュースをお知らせします。

子どもたちの絆づくり 鬼津区

世帯数 529世帯
自治会加入率 52.1%
高齢化率 23.9%

鬼津区では毎年鬼津公民館で子ども会主催の「及第ごもり」を開催しています。学年を進級することのお祝いとして実施し、上級生と下級生の絆を深め、新1年生の紹介を行います。今年、総勢66人の子どもたちが集まり、世話役の役員とともにゲームやビンゴ大会をし、その後昼食を食べながら仲良く楽しい時間を過ごしました。



子どもたちが絆を深める「及第ごもり」

子ども会では年間に多くの行事を企画し、バスハイクやクリスマス会などの活動をしています。最近、少子化とは言われますが、鬼津区では、子ども会活動に毎年多くの子ども達が参加しており、その様子を周りで見ているだけでも心豊かにさせられます。地域の絆を深めるためにもこのような活動を今後も続けていきます。

古くから伝わる盆踊り 尾崎区

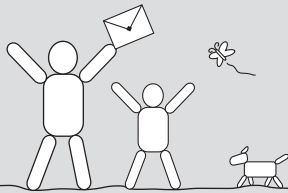
世帯数 365世帯
自治会加入率 78.1%
高齢化率 25.0%

尾崎の大きな行事と言えば盆踊りです。尾崎区では、毎年8月14日に尾崎公民館の広場で戦没者慰霊の盆踊りと初盆の方をしのいでの合同慰霊の盆踊りを行っています。盆踊りは、区役員を中心に福祉ネットワーク、老人会(福笑会)、子ども育成会の皆さんの協力のもと区民一体となって行っています。



伝統の盆踊り

尾崎区の盆踊りは、古くから伝わるもので、踊り手の輪の中の置き座に座る歌手や、太鼓による伝統の踊りが特徴です。盆踊り後に行う慰労会では、達成感を味わう場だけでなく、交流の場でもあり、区民の楽しみの一つになっています。この尾崎区の盆踊りをいかにして次の世代へ引き継いで行くか、どうやって昔の形で残していくかということが今の課題です。



環境衛生だより

Environmental Hygienics
●問い合わせ 環境衛生係

- ① 行政が管理のため行う公共用地の草木の焼却
 - ② 災害対策または復旧のための焼却および火災訓練
 - ③ どんと焼きなどの風俗習慣上または宗教上の行事のための焼却
 - ④ 農林業を営むためにやむを得ない草木の焼却
 - ⑤ 落葉焚きなどの軽微な焼却
- 右記のとおり一般家庭で焼却できるのは「落葉焚きなどの軽微な焼却」となります。また、草木であっても、近所に迷惑のかわらないよう配慮するのが前提で、火が完全に消えるまで決してその場を離れないでください。

● 焼却禁止の例外となる野焼き

野火焼却(野焼き)は平成13年から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、原則として禁止されています。しかし、最近野焼きに関する苦情が増えています。苦情の多くが「洗濯物に臭いがついた」「臭いで気分が悪くなった」といったものです。また、煙が多く発生する野焼きでは、煙で視界が悪くなり、交通の妨げになることもあります。さらには、風で火の粉などが飛び、火災を引き起こすこともあります。

野火焼却(野焼き)は違法です

● 罰則があります

野焼きでは、どのようなごみであらうと悪質なものであれば5年以下の懲役、または1000万円以下の罰金が科される場合があります。事業所くするみの悪質なものでは最高3億円以下の罰金が事業所にも科されます。

● 環境への影響・健康被害

雑誌やビニールごみ、廃プラスチック、廃ゴムや廃薬品などを野焼き程度の低温で焼くと、青酸カリよりも猛毒のダイオキシンを発生させることがあります。周辺への悪影響だけでなく焼却している本人への健康被害も心配されます。

野焼きに関するご相談は

野焼きに関して困っていることがありましたら、環境衛生係へご連絡ください。